

## 錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例（平成30年錦町条例第○号（以下「条例」という。））第12条の規定に基づき、錦町移住体験施設（以下「体験施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

### (使用の許可)

第2条 条例第4条の規定に基づき体験施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、原則として使用開始日の90日前から10日前（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までに体験施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 町長は、提出された申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について体験施設使用許可決定通知書（様式第2号）又は体験施設使用不許可決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

### (使用許可の申請の回数等)

第3条 前条に規定する使用許可申請は、同一年度内において2回までとする。

2 年度を越えての使用許可申請はできない。年度を越えて継続して使用する場合はそれぞれの年度ごとにそれぞれの使用許可申請をするものとする。

3 使用期間終了までは、次の使用許可申請はできないものとする。

### (使用料)

第4条 条例第7条で規定する使用料には、施設及び備品の使用料、電気料、プロパンガス使用料、水道料、合併処理浄化槽の管理に係る費用及びインターネット・地上デジタル放送等回線使用料を含む。

2 前項のほか次に掲げる費用は、条例第4条の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）の負担とする。ただし、町長が使用者に負担させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 飲食費
- (2) 衛生用品等の日常消耗品費
- (3) 寝具類の購入費、リース料等
- (4) 体験施設の備品以外の器具等に要する経費

### (使用期間の延長)

第5条 第2条第2項により決定通知書を受けたのち、当初の使用期間を延長し、使用しようとする時は、申請書により延長の申請を行うものとする。

### (修繕の費用の負担)

第6条 体験施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項の規定による修繕が使用者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、使用者は町長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

い。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例第10条に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する使用料を納めた後に、町長の指定する職員（以下「職員」という。）から当該体験施設の鍵を受け取り、施錠するなど善良に管理すること。鍵を紛失したときは、速やかに職員にその旨を報告しなければならない。
- (2) 火気の取扱いに注意し、備品等を適切に取り扱うこと。
- (3) 滞在中に催される地域の行事等には積極的に参加すること。
- (4) 滞在中に出たごみは、地域で決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験施設の使用期間が満了したときは、施設を原状に復し、直ちに職員に当該体験施設の鍵を返却すること。
- (6) その他、職員の指示に従うこと。

(行為の制限)

第8条 使用者は、条例第11条に掲げる事項のほか、体験施設において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、条例第2条に規定する目的を達成するために必要であると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 犬や猫などのペットを飼育すること。ただし、介助犬等使用者の補助等を目的とする場合等町長の承認を得たときは、この限りではない。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、政治活動その他これに類する行為をすること。
- (7) 申請書に記載された者以外の者を居住させること。
- (8) 体験施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) 体験施設の模様替え、又は増改築をすること。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りではない。
- (10) その他体験施設の使用にふさわしくない行為

(決定の取消)

第9条 町長は、条例第12条の規定により許可を取り消した場合は、体験施設使用許可取消通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消した後に、使用者に書面で通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第10条 町長は、当該使用が暴力団の活動に利用されると認めるときは、錦町暴力団排除条例（平成23年錦町条例第28号）第10条の規定により体験施設の使用許可の決定を行わないものとする。

2 町長は、体験施設の使用許可決定後に当該使用が暴力団の活動に利用されると認めるとき

は、暴力団排除条例第 10 条の規定により体験施設の使用許可の決定を取り消すことができる。

(退去及び退去に係る検査等)

第 11 条 使用者は、体験施設の使用期間が満了する場合又は使用途中の退去を行う場合は、当該退去日までに、または、前条 2 項及び条例第 12 条の規定により使用許可が取り消された場合は直ちに退去しなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた体験施設の損耗を除き、体験施設を自己の費用で現状の回復、撤去をしなければならない。ただし、事前に町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う現状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

3 使用者は体験施設を退去するときは、職員による検査を受けなければならない。

4 使用者は、第 1 項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(立入り)

第 12 条 町長は、体験施設の防火、火災の延焼、構造の安全その他体験施設の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾を得ずに施設内に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

錦町移住体験施設使用許可申請書

年 月 日

錦町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

錦町移住体験施設を使用したいので、錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 延長			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			日間
使用施設				
使用者氏名	年齢	職業	申請者との続柄	特記事項
使用目的・理由	<input type="checkbox"/> 錦町の気候、風土、環境及び生活を体感するため (具体的に )			
	<input type="checkbox"/> 錦町に移住するための住居等準備のため			
	<input type="checkbox"/> 錦町へ移住するための就業等準備のため			
	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に )			

(誓約事項)

- 使用許可申請書に記載された事項については、事実と相違ないことを誓約します。
- 錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例第4条第2項に規定する要件をすべて満たしていることを誓約します。
- 錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例及び条例施行規則の内容を理解し、その内容を遵守することを誓約します。

(同意事項)

- 錦町移住体験施設の使用等について、町長が報告を求め、又は調査を行うことに同意します。
- 記載した個人情報については、錦町個人情報保護条例に基づき、錦町移住体験施設の使用及び錦町への移住定住に関する情報提供のために利用されることに同意します。



様式第 3 号（第 2 条関係）

錦町移住体験施設使用不許可決定通知書

球錦企第 号  
年 月 日

様

錦町長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、使用を不許可とします。

記

理由：

様式第 4 号（第 9 条関係）

錦町移住体験施設使用許可取消通知書

年 月 日

様

錦町長

錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例第 12 条及び条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり錦町移住体験施設の使用許可を取り消すので通知します。

記

理由

取り消しによる使用期日 年 月 日まで